

【前期第1問】

甲は自らのことを祈禱師の「龍神」と名乗り、患者の体中に塩を塗ったり、呪文を唱えながら体を触ったりする「心霊治療」と称した治療を行っていた。

X(母親)の子 A(7 歳、男児)は平成 26 年 12 月に重度の 1 型糖尿病と診断された。1 型糖尿病は、生涯にわたって毎日注射などでインスリンを補うしか対処療法が無い疾患である。1 日 3 回にも及ぶインスリン投与による治療をかねてから続けていたが、「インスリン投与をこのまま将来に渡って延々と続けるよりも完治してほしい」との思いから、X は仕事で知り合った甲に相談し、心霊治療を依頼するに至った。甲は X から A は 1 型糖尿病で、インスリンの投薬治療が必要だと聞いていたが、「腹の中に死神がいるからインスリンでは治らない。むしろインスリンは毒であり、栄養価の高いものを食べさせるべきだ」などとしてインスリン投薬を中断させ、ろうそくを立てて呪文を唱えながら A の体を触ったり、大量のハンバーガーや栄養ドリンクを A に摂取させたりする行為を治療と称して平成 27 年 7 月 8 日と 11 日の 2 回、X の自宅の一室にて行った。なお、「悪霊を祓う成功報酬」などという名目で甲は X から事前に診療報酬 150 万円を受け取っていた。

甲が治療を始めて 2 回目の同年 7 月 11 日の心霊治療中にインスリン投与中断によって体内インスリンが急激に欠乏するに至ったことで A の病状は急変し、危機的な状況に陥った。

甲はこのまま A を自宅内に放置すれば死亡するかもしれないと思ったが、心霊治療の失敗発覚を恐れて、A が死んでもやむを得ないと考えて、その後も心霊治療を施すのみで A に必要なインスリン治療等適切な医療措置を取らなかった。そのため、A はインスリンの欠乏によって起きる「糖尿病性ケトアシドーシス」を併発して衰弱死した。なお、X は時々様子をうかがいに部屋を訪れていたが、容体が急変してから死亡するまでの間は部屋を訪れていなかった。

甲の罪責を検討せよ(ただし、財産犯及び特別法違反の点は除く)。

参考判例

最高裁平成 17 年 7 月 4 日第二小法廷決定